

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果概要
(平成 30 年度)

○調査対象: 都道府県教育委員会(以下、「都道府県」という。) 47 団体
政令指定都市教育委員会(以下、「指定都市」という。) 20 団体
市区町村教育委員会※(以下、「市区町村」という。) 1,716 団体
(※指定都市を除く)
学校法人 1,208 団体

- 1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年3月スポーツ庁。以下、「国のガイドライン」という。)に基づく各団体における運動部活動の方針策定状況(既に策定済み又は策定予定であるもの)

(団体)

	都道府県	指定都市	市区町村	学校法人
中学校(※1)	47(100%)	19(95.0%)	1,261(73.6%)	294(43.2%)
高等学校(※2)	46(97.9%)	12(63.2%)	46(51.7%)	437(37.0%)

- 2 国のガイドラインの基準を踏まえた休養日・活動時間の設定状況(既に設定済み又は設定予定であるもの)

(団体)

		都道府県	指定都市	市区町村	学校法人
中学校 (※1)	休養日	47(100%)	20(100.0%)	1,473(85.9%)	347(51.0%)
	活動時間	47(100%)	20(100.0%)	1,419(82.8%)	374(55.0%)
高等学校 (※2)	休養日	33(70.2%)	12(63.2%)	52(58.4%)	373(31.6%)
	活動時間	31(66.0%)	11(57.9%)	48(53.9%)	379(32.1%)

- 3 地方公共団体における部活動指導員に係る規則の整備状況(既に整備済み又は整備予定であるもの)

(団体)

都道府県	指定都市	市区町村
44(93.6%)	20(100.0%)	989(57.6%)

(※1) 都道府県の全て(47)、中学校を設置している団体(政令指定都市(20)、市区町村(1,714)、学校法人(680))を対象

(※2) 都道府県の全て(47)、高等学校を設置している団体(政令指定都市(19)、市区町村(89)、学校法人(1,181))を対象